公益財団法人三重県産業支援センター理事の報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人三重県産業支援センター（以下「この法人」という。）の定款第３５条第１項の規定に基づき、理事の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)常　勤　この法人を主たる勤務場所とすることをいう。

(2)非常勤　常勤以外のことをいう。

(3)報酬等　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第５条第１３号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、各種手当を含むものとする。

（報酬等の支給）

第３条　常勤の理事には、報酬、通勤手当及び期末手当を支給する。

２　前項の規定に関わらず、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成１３年三重県条例第６６号）に基づきこの法人に派遣された理事については、職員の給与に関する条例（昭和２９年三重県条例第６７号。以下「給与条例」という。）に定める手当（三重県から支給されるものを除く。）を支給する。

３　非常勤の理事は無報酬とする。

（報酬）

第４条　前条第１項の報酬の額は、別表に定める額の範囲内で、理事会の決議により定める。

２　報酬の支給方法については、公益財団法人三重県産業支援センター職員給与規程の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例による。

（通勤手当）

第５条　第３条第１項の通勤手当の支給基準、支給額及び支給方法については、一般職員の例による。

（期末手当）

第６条　第３条第１項の期末手当の額は、報酬月額の４．１月分を支給する。ただし、期末手当基礎額は、報酬月額に１００分の１５の割合を乗じて得た額を加算する。

２　期末手当の支給方法については、一般職員の例による。

（改正等）

第７条　この規程の改廃は、理事会で決議する。

（委任）

第８条　この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

１　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　財団法人三重県産業支援センター役員等の勤務及び給与等に関する規程（平成１９年４月１日施行）は廃止する。

附　則

この規程は、平成２８年６月２９日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成２９年１月１６日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和７年６月６日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和８年３月６日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別表（第４条関係）

役 職 名	報酬月額の上限
理 事 長	５２９，９００円
副理事長	５０６，０００円
常務理事	４７１，０００円